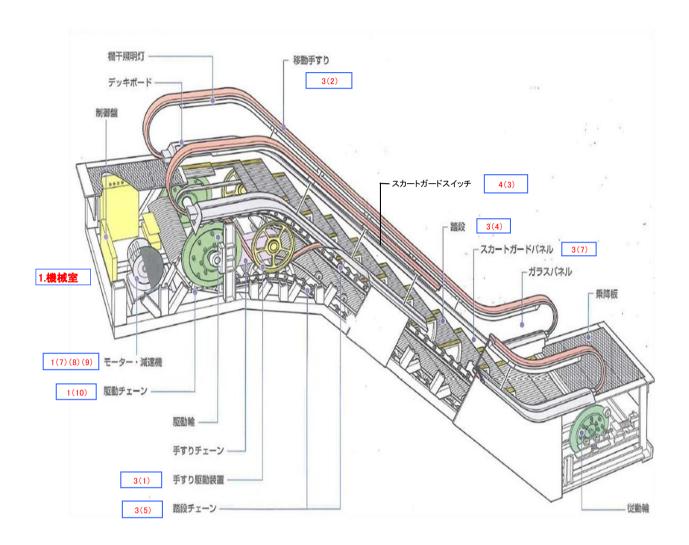
検査結果表

			(第1第1項第5号に規定する昇降機)	(エス	カレーター)			格者番号	ではあ		
						氏 名	りませ	ん		検査	者番号
当該検査に関与した検査者			代表となる検査者								
			その他の検査者								
								昇降村	幾番号		
								検査	結果		担当
番号			検 査 項 目				指摘	要重点	要是正	nn. +	検査者
							なし	点検	安尼山	既 存 不適格	番号
1	機械室								<u> </u>		<u>'</u>
(1)	機械室内	の状況									
(2)		開閉器及び	·遮断器					_			
	Ī		電動機主回路用接触器の主接点								
			主接点を目視等により確認		適・否・	確認不可	_				
	レセーフ設計		フェールセーフ 設計 (該当する・該当し	ない)		<		その他必	要と考え	られる事項	頁がある
基準必	N]の場合、 須。	父撰	交換基準		最終交換日 年 月 日		場合、その事項記入例は			項を記入する。	
		\perp / \nearrow	イ製造者が指定する交換基準()	1			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			年版P228]参照	
		接触器、継電器	ロ.やむを得ない事情により、		T 71	H	/ '				
(3)		及び運転	検査者が設定する交換基準()				/			_	
		制御用基板	ブレーキ用接触器の接点 接点を目視等により確認	1	適・否・は	かぎてゴ	,				
	#ul/en III		安点を自悦寺により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当し)	tal)	- 週 · 台 · 1	推祕小り					
	制御器	1 \	交換基準	, LV 1)	B 4/2 1.14	_ 1					
		1 \	へば生子 イ.製造者が指定する交換基準())	最終交換	€ 目					
		1	ロ.やむを得ない事情により、		年 月	日					
			検査者が設定する交換基準()								
(4)	1	ヒューズ		該当する	項目を○で囲む。			_		_	
	Ī		電動機の回路(300V以下・300V超)			МΩ					
(5)		絶縁	制御器等の回路の300Vを超える回路		МΩ						
(0)			制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回	路		$M\Omega$					
			制御器等の回路の150V以下の回路			$M\Omega$					
(6)		接地									
(7)	電動機	•									
		しゅう動面~	への油の付着の状況		適・	否			<u></u>		
		パドの厚さ									
		<i>I</i> 1	が指定する	,							
		1 1 -		mm)	右	mm					
		1 7	となる基準値 得ない事情により、検査者が設定する	mm)	左	mm					
ロ又はイ、		\		mm)	71.	111111					
	戥択し、該当 で囲むこと。	- 1		mm)							
(-)		プランジャー									
(8)	ブレーキ	/7.構造上	対象外								
		口.製造者	が指定する								
	3	要重点.	点検となる基準値 (1	mm)		mm					
		要是正.	となる基準値 (ロ	mm)		111111			<u>L</u>		Щ.
 		11 /	得ない事情により、検査者が設定する		通常、使用されて	いる速度での	停止距离	雛を記 入っ	ナる。		
				mm)	(多段速度式の場					する。)	
				mm)					1		\vdash
V=定格速度		1	を の		表1参照	mm					
(0)	NAN-1-100	((()) / 9 ≦	≦踏段停止距離≦600mm)		7.77			<u> </u>	 		
(9)	減速機							_		_	

エスカレーターの構造



1(1)機械室内の状況の判定基準 (業務基準書2017年 P491参照)

- ① 昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じている場合は要是正となる。
- ② 機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損がある場合は要是正となる。

表1

1(8)ブレーキ:非常停止時の踏段停止距離測定

定格速度と停止距離							
定格速度	停止距離の範囲(S)						
15 m/min	25 ≦S≦600						
27 m/min	81 ≦S≦600						
30 m/min	100 ≦S≦600						
40 m/min	178 ≦S≦600						
45 m/min	225 ≦S≦600						

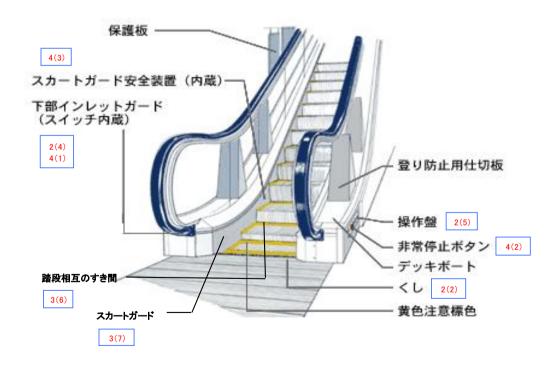
踏段幅が1.1mを超えるもの、速度が 50m/minを超える可変速式動く歩道等に ついては、国土交通大臣の認定を取得し たものとし、その基準値とする。

						昇降機番号					
								検査	結果		40 W
番号		検:	査 項 目				指摘なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	担当 検査者 番号
イ、ロ又はイずれかを選	要是正のい である	めの状況 が指定する となる基準値 得ない事情により、検査者: となる基準値		mm•%)		mm • %				1 AC IN	
		と駆動鎖のかみ合いの状況		iiii,		<u>・</u> 否					
(10)	駆動鎖の伸 イ製造者 要重点, 要是正。 中やむをで 要重点, 要重点, 要更正。	が指定する 点検となる基準値 となる基準値 得ない事情により、検査者は 点検となる基準値 となる基準値	((が設定する	mm•%) mm•%)		mm•%					
	イ 構造上 ロ.製造者 要重点。 要是正。 ハ.ヤむを 要重点。 要是正。	が指定する 点検となる基準値 となる基準値 得ない事情により、検査者 点検となる基準値 となる基準値 :目視により確認	((·が設定する (mm·%) mm·%) mm·%)		· 否					
	給油の状況	<u>L</u>]	適	• 否					
(11)	踏段反転装置							—			
2	昇降口						1			Т	
(1)	ランディングプレート										
(2)	くし板							_			
(3)	くし板及び踏段のかみ	<u>合い</u>						_			
(4)	インレットガード			والموادر والمعادر والمحادث	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			_			
(5)	昇降起動スイッチ			- 実測値は定権 110%以下で				_			
(6)	警報及び運転休止スイ			110/00/1							
				上昇	m/min						
(7)	速度(定格速度:	m/min)		下降	m/min			—			
3	中間部			1 r 4-	111/ 11111.					I	
(1)	ハンドレール駆動装置	<u> </u>									
(2)	ハンドレール	<u>- </u>									
(3)	内側板										
(4)	踏段		要重点点検=4	4 75mm恝	7						
			安里点点候—— 要是正=5.0mr					==		— н	12.06.01
(6)	踏段レール又はローラ 踏段鎖、ベルト又は 踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況 ベルトの劣化の状況				・ 否 ・ 否					12.00.01
	四秋11五·277 C间	踏段相互のすき間		nm						12.06.01	
(7)	スカートガード 5㎜以下										
4	安全装置						1			S	56.06.01
(1)	インレットスイッチ				_		7				
(2)	非常停止ボタン								_ s	56.06.01	
(3)	オートガードスイッチ						7				
(4)	アカートカードスイッチ 路段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ										
		.ra: ツビド女王クイツフ									
(5)	踏段浮上り検出装置	作動の作品		1	\ <u>3</u> 5:	. 不					
(e)	駆動鎖切断時	作動の状況				· 否					
(6)	停止装置	可動部の状況				・ 否 ・ 不				F	R6.04.01
(7)	ハンドレール停止倫出	設定の状況			週	・ 否			<u> </u>		
(7)	- ハンドレール海 圧 給 円	(の合作者)					1			i II	

1(10)駆動鎖の判定基準

(業務基準書2017年版 P498~500参照)

1(10/附)男/麥	の刊足基準	(業務基準書2017年版	(1496, 5000 参照)			
	検査方法	判定基準				
	快鱼刀伝	要是正	要重点点検			
駆動鎖の張りの 状況	鎖を揺らし、その振幅を測定する。	振幅が基準値から外 れていること	_			
スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖と のかみ合いに異常が あること。	_			
駆動鎖の伸び	駆動鎖の伸びのを測定する。	駆動鎖の伸びが要是 正となる基準値を超え ていること。	駆動鎖の伸びが要重 点点検となる基準値を 超えていること。			
トと従動スプロ ケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視により確認する。 [構造上対象外]とは 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造等により、駆動鎖の交換時又は張力調整時に芯ずれが生じないことから、芯ずれの調整が不要なもの (業務基準書2017年版 P660~662 国住指第2606号 参照)	動スプロケットの芯ず	駆動スプロケットと従 動スプロケットの芯ず れが要重点点検となる 基準値を超えているこ と。			
給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこ と。	_			



4.安全装置

>	
4(2) 非常停止ボタン	
4(4) 踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	以宿
4(6) 駆動鎖切断時停止装置	必須
4(7) ハンドレール停止検出装置	

_	昇降機番号							
						検査結果		
番号	検 査 項 目				要重点	7.		担当検査者
				指摘なし	点検	安走止	既 存 不適格	番号
5	安全対策 (業務基準書2017年度版P510~520参照)							112.06.01
(1)	交差部固定保護板				_			R6.04.01
(2)	転落防止柵、進入防止用	仕切板及び誘導柵						
(3)	落下物防止網							R6.04.01
(4)	踏段上直部の障害物							1 R6.04.01
(5)	交差部可動警告板						Z	
(6)	踏段面注意標識				_			R6.04.01
(7)	登り防止用仕切板				_		7	
(8)		ター又は戸との連動停止装置						
6	その他			I .	1	П	П	,
(1)	車いす搬送用踏段							
7	上記以外の検査項目					I	I	
44.00.00	-							
特記事項	1							
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善	善策の具	体的内容	本的内容等	
					7			
	進入防止柵等の設置が必要であるが、当初から設置されていない場合の記入例							
- (.)	転落防止柵、進入防止用	エスカレーターとエスカレータ	ーとの間が200mm以上あるが進入防止柵等が	不適合ではないが安全性				
5(2)	仕切板及び誘導柵	設置されていないため子供の	進入の恐れがある。		上させるために、進入防止(板棚の設置の検討			
	5(2)、5(4)項で <mark>当面の措置</mark> が講じられている場合、その適正を確認し、特記事項に本例を参考に記載のこと。 <mark>当面の措置</mark> を講じても既存不適格の解消とはならないので注意のこと。 *定期検査業務基準書(2021年追補版)							
	起遊院正無 / 月 1 院正田	ハンドレールト転落は止埋る	ハンドレールト転落は止柵との隙間が200			として、転落防止柵		令和○
5(2)	(2) 転落防止柵、侵入防止用 ハンドレールと転落防止柵及 仕切板及び誘導柵 び誘導柵との隙間		mを超えている。	に「すり抜け禁止」の表示した。			- 板を掲	年×月
			Pole CII > An alamentary and a second		<u></u> 昔置とし	て対象	の暗害	4 4 0
5(4)	踏段直頂部の障害物 障害物の状況		踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物 がある。	物に「衝	「突注意	の表示	板を掲	令和○ 年×月
			W 60 00	示した。				, ,,
	$\overline{}$							1
						_/		1
		査項目の判定結果で要是正・ 改善策の内容を具体的に記入する。			で改善予			
	要重点点検は必ず記入する。 また <mark>既存不適格も記入する</mark> 。				ま、なぜ予定がないのか			
	よた死行で理性で応入する。				積中、提案中、検討中等理由 簡潔に記入すること。			
					-дш/ 🕻)	3-0		J

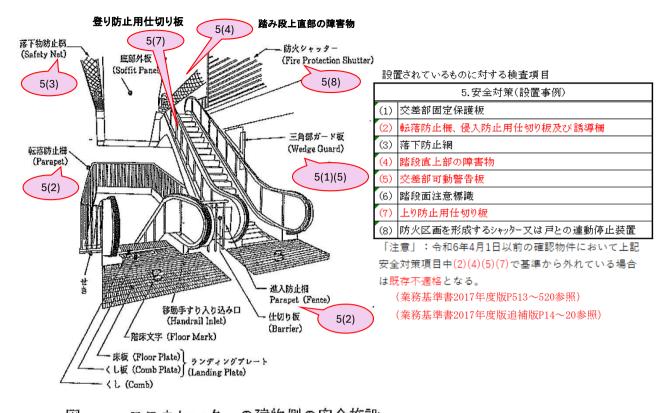


図 エスカレーターの建物側の安全施設

5(1)交差部固定保護板

5(5)交差部可動警告板

